

第29号 **山田町復興まちづくり かわら版**

発行・編集：山田町復興推進課

山田地区高台住宅団地入居意向調査の実施について

町では、山田地区防災集団移転促進事業における高台住宅団地の整備に向けて、整備する宅地数やその規模等を把握し設計に反映するため、高台住宅団地に係る入居意向調査を行っています。

調査は、被災時に山田地区の災害危険区域内に居住していて、居宅に半壊以上の被害を受けた方を対象としています。意向調査に関するご案内が送付された方は、必要事項をご記入の上、10月6日(月)までに同封の返信用封筒にて役場にご返送いただくか、役場建設課へ直接提出をお願いします。

ご注意

高台住宅団地への入居を希望されない方についても、確実に意向を把握するため**必ずご返送**をお願いします。

【お問い合わせ・提出先】

役場 建設課 TEL：0193-82-3111（内線247）

記入方法や、内容について不明な点がある場合はお問い合わせください。

住宅再建に係る支援制度の補助額変更について

町では、東日本大震災の発災時に災害危険区域内に居住していた方が、高台移転（防災集団移転促進事業）によらず町内で住宅を建設・購入する場合に、新規債務に係る利子および移転費用等を補助する「かけ地近接等危険住宅移転事業」を実施しています。

このたび、当制度の補助額が変更となりましたのでお知らせします。

変更内容

新規債務（金利上限8.5%）の利子額

- ・住宅建設・購入に対する借入：上限額444万円⇒457万円
- ・土地購入に対する借入：上限額206万円（変わらず）
- ・住宅用地造成に対する借入：上限額58万円⇒59.7万円

移転費用等

- ・引っ越し費用等：上限額78万円⇒80.2万円

※当事業の補助対象は、申請時に新たな移転先住宅に係る契約や工事等が未着手である方です。契約をすでに行っている場合、完成もしくは着工済みの場合は対象となりませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

役場 建設課 建築住宅チーム TEL：0193-82-3111（内線245）

応急仮設住宅の入居期間延長および保守管理について

このたび、応急仮設住宅の入居期間が延長され、供用開始から5年間となりましたのでお知らせします。

なお、入居期間の延長に伴う入居契約の更新については制度上、1年ごとの延長となります。契約書については、再度取り交わすことはせず、お知らせのみとさせていただきます。

【お問い合わせ先】

役場 建設課 建築住宅チーム TEL：0193-82-3111（内線245）

応急仮設住宅の保守管理についてお知らせです。応急仮設住宅は、岩手県から委託を受けた「応急仮設住宅保守管理センター」が保守管理を行っています。給・排水設備の凍結やガス、し尿浄化槽設備等に不具合や故障があった場合は、下記フリーダイヤルをご活用ください。

【お問い合わせ先】 ※夜間・休日は警備会社を経由して管理担当に連絡されます。

応急仮設住宅保守管理センター TEL：0120-766-880（フリーダイヤル）